

## 教育旅行支援事業委託業務企画提案指示書

### 1 委託する業務名

教育旅行支援事業委託業務

### 2 業務の目的

道内で実施される教育旅行において、新型コロナウイルス感染症対策として、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援するとともに、道内の観光関連施設において取り組む「新北海道スタイル」等の感染症対策の取組状況に関する情報発信や相談対応等の安全・安心な受入体制整備や、道内への教育旅行の誘致活動を行うことにより、道内への教育旅行の維持・誘致を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月30日（木）まで

### 4 業務内容

#### (1) 教育旅行支援事業の運営

##### ア 支援金の支給業務

道内で実施される教育旅行に関して、次により支援金の支給に関する業務を行う。  
なお、支援金交付要綱は、別途、道が定める。

#### (7) 支援金の概要

##### 【支給額】

- ・貸切バス等追加借上支援（宿泊を伴うもの）  
通常1クラスで1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合の2台目の利用等に係る貸切バス等料金の実費（増加経費）  
1台1日あたりの上限額：140,000円
- ・貸切バス等追加借上支援（冬季観光施設を利用し、日帰りするもの）  
通常1クラスで1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合の2台目の利用等に係る貸切バス等料金の実費（増加経費）  
1台1日あたりの上限額：82,500円
- ・宿泊部屋数増への支援  
1部屋あたりの宿泊人数を減らして実施する場合の部屋数増等に伴う宿泊料金の実費（増加経費）  
1人1泊あたりの上限額：3,000円

##### 【支給対象者】

- ・北海道内で教育旅行を実施する国内の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（うち高等課程）、各種学校（うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）及び高等専門学校（うち1～3学年）。以下「学校」という。）に対し、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組む旅行の手配を行う旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者。以下、「旅行会社」という。）
- ・北海道内で教育旅行を実施する国内の学校で、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組む旅行の手配を自ら行う学校。

※なお、支援金の支給決定額が予算額に達した場合は、その時点で当該事業の申請受付を終了する。

(イ) 支援金の支給業務内容

- a 申請書類の受理
- b 申請内容の審査
- c 審査結果の通知
- d 実績報告書の受理
- e 実績報告書の審査
- f 支給額の確定
- g 支援金の振込
- h 申請・支給状況の集計及び報告

(ウ) 支援金申請受付に関する特記事項

a 申請期間

契約締結後、速やかに開始すること。

b 申請の受付に関する業務

申請については、原則としてインターネット申請とし、受入システムを構築すること。なお、申請者にインターネット環境が無いなどやむを得ない事情がある場合は、郵送による申請も受け付けること。その際の郵送費用等については、申請者の負担とする。

イ 相談窓口の設置

(7) 委託契約締結後、速やかに各種問い合わせに対応するコールセンター及びWEB受付窓口を設置すること。

(イ) 対応を行う日程及び時間については、道と協議し決定すること。

ウ 周知

委託契約締結後、速やかに支援金の内容及び申請方法等について全国の旅行会社や教育委員会等に周知するなどPRを行うこと。

(2) 安全・安心な受入体制整備

目まぐるしく変わる新型コロナウイルス感染症への対応について適切に対処し、以下の対応を確実に実施すること。

ア 相談窓口の設置

(7) 北海道内での教育旅行を検討している学校や旅行会社からの、新型コロナウイルス感染症をはじめ、教育旅行実施に関する様々な相談等に対応するコールセンター及びWEB相談窓口を設置すること。

(イ) 対応を行う日程及び時間については、道と協議し決定すること。

イ 教育旅行の目的地となりうる道内観光施設等において実践されている「新北海道スタイル」等の感染予防対策の取組状況について、積極的に情報発信すること。

ウ 教育旅行中に感染が判明した児童・生徒等の一時待機場所の確保から入院、帰宅までの対応を、学校、保護者及び観光関連事業者等と連携し実施すること。

(3) 道内への教育旅行の誘致活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外への教育旅行ができないため、国内旅行に振り替えざるを得ない状況が続いており、教育旅行の誘致は年々激化して

いるところ。以下項目はもちろんのこと、激化する競争に勝ち抜く戦略を構築すること。

ア 学校や旅行会社からの道内での実施に係る相談やPR体制を整備し、本支援金も活用しながら、道内への誘致に努めること。対応にあたっては、学校側のニーズに沿った、北海道ならではの自然環境や歴史、文化を活かした教育旅行プログラムやモデルコースを提案すること。

イ WEB・アプリ等を活用し、本道の教育旅行に関する情報発信を行うこと。

#### (4) 報告書の作成

受託者は、申請書類等を整理の上、本事業の成果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の媒体及び部数等については、道と協議すること。

### 5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(7) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

(4) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### 6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

業務を遂行するに当たっての十分な実績を有し、観光関連事業者や関係団体とスムーズな連携・協力体制や、適切な業務処理体制が確保されているか等、全体的な業務

遂行能力があること。

(2) 企画提案の適合性

ア 提出された申請書並びに実績報告書に関するチェック等を的確に行い、支援金を円滑に支給できるか。申請者の各種問い合わせに的確に対応する相談窓口等を整備できるか。教育旅行支援金の内容及び申請方法等について適切な周知が図れるか。

イ 新型コロナウイルス感染症等、教育旅行実施に係る相談やアドバイス等、サポートを的確に実施することができるか。教育旅行中に感染が判明した際に迅速かつ適切な対応が図れる体制を整備できるか。

ウ 学校側のニーズに沿った北海道ならではの自然環境や歴史、文化を活かした教育旅行プログラムやモデルコースの提案等、道内での教育旅行誘致に向けた積極的な情報発信や相談等に対応できるか。

(3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項  
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けているか。

7 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。

(2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

8 予算上限額

委託料 1, 582, 211千円

(1) 消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 支援金分 1, 477, 809千円を含む。

(3) 支援金が上限額に達しない場合であっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。

※ 本業務は、令和4年北海道議会第1回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。また、本業務は、国の臨時交付金により実施するので、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(7) 参加表明書

(イ) 申出書

(ロ) 誓約書

(エ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料(登記事項証明書等(写し可))

- (オ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書  
(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可))
- (カ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- (キ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類  
(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))
  - a 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - b 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - c 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

以下、該当する場合

- (ク) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書(写し可)
- (ケ) 「障がい者雇用」の認定証(写し可)

※上記(ク)(ケ)について、コンソーシアムの場合は各構成員について認定書や認定証等を提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和4年(2022年)3月3日(木)17時00分(必着)

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部観光局観光地づくり係 担当:佐藤

電話 011-204-5303

電子メール kanko.kyoiku@pref.hokkaido.lg.jp

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、郵送は簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(7) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。

(イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

8部(1部は提案者名を記載したもの、残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和4年(2022年)3月10日(木)17時00分(必着)

エ 提出場所

9の(1)エに同じ

オ 提出方法

9の(1)オに同じ

10 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに9の(1)エの担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

9の(1)エに同じ。

(9) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。